

窓口キャッシュレス決済端末及びオンライン決済利用業務に係るプロポーザル評価基準

1. 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

		評価項目	評価内容	配点
1	(1)	実績	国または地方公共団体において、類似提案の受注及び受託実績は十分あるか。	10
2	(1)	POSシステム	円滑な入金等の処理及び窓口業務における時間の削減やミスの予防につながる機能を有しているか。	5
	(2)		集計機能により出力される集計データは利用しやすいものとなっているか。	5
3	(1)	キャッシュレス決済端末ほか一式	市民及び職員にとって使いやすいものとなっているか。	5
	(2)		クレジットカード及びコード決済において、本市が必須対応とするブランドに加え、広く利用がされていると想定されるブランドが取扱可能となっているか。	10
	(3)		オンライン決済機能は備わっているか。	10
4	(1)	指定代理納付業務	各種決済手段の取扱手数料は適切か。	5
	(2)		市の負担とならない収納金の入金方法となっているか。また、市の負担とならない手数料の支払方法（請求書払い）となっており、市における歳入歳出予算を適切に執行できるものとなっているか。	10
5	(1)	保障・サポート	市に負担なく調達機器の設置、メニュー登録及び初期設定はなされる提案となっているか。	5
	(2)		キャッシュレス決済端末を使用する職員に対する操作研修の内容は十分であるか。	5
	(3)		機器等の使用にあたり、障害等が生じた場合、迅速に対応可能なサポート体制となっているか。	5
	(4)		キャッシュレス決済端末は安定稼働やセキュリティ対策が担保されたものとなっているか。	5
6	(1)	実施スケジュール及び実施体制	導入までに機器等の設置、職員研修等が十分に行えるスケジュールであるか。また、業務に必要な知識・経験を有する人員が適切に配置されており、市との協議体制は適切に整備されているか。	5
7	(1)	見積額	見積額が提案に対して妥当な額となっているか。	5
	(2)		次年度以降のランニングコストが提案に対して妥当な額であるか。	5
8	(1)	その他	その他市民サービスの向上につながるもの、又は本市に有益となる独自性のある提案はされているか。	5
合計				100

2. 評価の方法

- ①各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ②各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たない提案者は選外とする。
- ③各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は初期導入経費に係る見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。